



1. 事件の概要 (令和2年(ネ)第10057号 知財高裁判 令和4年3月29日)

- 特許権侵害差止等請求控訴事件(控訴人:(株)リコー VS. 被控訴人(株)ディエスジャパン、(株)ディエスロジコ、(株)奥美濃プロデュース)
- <結論> 原判決変更
- <概要> 使用済みトナーカートリッジにトナーを再充填して製造・販売するリサイクル事業者に対して、特許権(第4886084号、第5780375号、第5780376号)の侵害に当たる旨主張して差止め等を請求した事件の控訴審。原審では、被告製品は本件各特許に係る発明の技術的範囲に属するが、特許権者の各請求は独占禁止法と抵触し、権利の濫用に当たり許されないとして棄却した。控訴審では一転して、特許権者の各請求は独占禁止法に抵触するものではなく、権利の濫用に当たるとは認められないと判断された事例。

2. 判決要旨

<事案の概要>

特許権者のレーザープリンタにリサイクルトナー製品を装着すると、トナーの残量表示が「？」と表示される一方、印刷は可能。また、リサイクル品を装着した場合、トナー残量が減った際に、純正品を装着した場合には表示される予告表示(「トナーがもうすぐなくなります」等)は出ないが、トナー切れ表示はされる。純正品に使用されている情報記憶装置(ICチップのメモリ)には書換制限措置が講じられており、リサイクル事業者は、トナーの残量表示を可能とするような書換ができない状態でリサイクルトナー製品を販売していた。

” HARAKENZO *more* ” IP Information Delivery Section

- 本記事の全文をご希望の方は「記事申込」ボタンをクリック。
(お申し込みの際、本記事の日付・タイトルの入力が必要となります。)
- 公式Twitterでは本記事のような当所オリジナル資料の情報を随時ご案内致します。お気軽にフォローしてください。
- 世界中の知財に関する最新トピックスを月一配信！
配信ご希望の方は「ニュースレター配信申込」ボタンをクリック。

※本記事の提供については、利益相反、その他の理由によりご希望に添えない場合もありますこと、ご承知おきください。